

三重県文化振興条例

逐条解説

目次

	ページ
三重県文化振興条例	1
前文	1
第1章 総則	3
第1条 目的	
第2条 基本理念	
第3条 県の責務	
第4条 県民の役割	
第5条 文化団体等の役割	
第6条 教育機関の役割	
第7条 事業者の役割	
第8条 市町等との連携	
第9条 基本計画	
第10条 財政上の措置	
第11条 推進体制の整備	
第2章 文化の振興等に関する基本的施策	10
第1節 文化の振興	10
第12条 芸術の振興	
第13条 芸能の振興	
第14条 生活文化の振興及び国民娯楽の普及	
第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり	11
第15条 県民の文化に対する関心及び理解の醸成	
第16条 県民の鑑賞等の機会の充実	
第17条 高齢者、障がい者等の文化活動の充実	
第18条 子どもたちの文化活動の充実	
第19条 文化活動への支援	
第20条 文化施設の充実	
第3節 文化を育み、継承する人材の育成	14
第21条 文化の担い手の育成及び確保	
第22条 顕彰	
第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	15
第23条 文化財等の保存、活用及び継承	
第24条 伝統芸能等の継承及び発展	
第25条 伝統工芸の継承及び発展	

	ページ
第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信	16
第26条 文化を生かした地域の活性化	
第27条 文化と観光等との連携	
第28条 歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成	
第29条 三重の文化の魅力の発信と交流の推進	
第3章 三重県文化審議会	18
第30条 設置	
第31条 所掌事項	
第32条 委員	
第33条 専門委員	
第34条 会長等	
第35条 会議	
第36条 委任	
附則	19

三重県文化振興条例

前文

文化は、人が本来有している創造性を育み、その表現力を高めるとともに、お互いを理解し尊重し合う気持ちを醸成し、多様性を受け入れることのできる心豊かで平和な社会を形成する礎となるものである。

また、文化は、心の拠りどころとして、人と人とのつながりを育むのみならず、広く社会全体にも波及し、社会の諸課題の改善や解決に寄与する強い力を有することを、私たちは再認識する必要がある。

三重県は、日本列島の中央に位置し、南北に長い県土を持ち、伊勢湾、熊野灘に面し、変化に富んだ地形と、多様で豊かな自然環境を有している。

こうした自然環境を背景に、人々は暮らしの中で文化を育んできた。地域の環境に応じた農業や林業、漁業に関係する文化を生み、それらは棚田や森林の景観、海女漁の技術等として今日まで受け継がれている。また、各地には山・鉾（ほこ）・屋台行事をはじめ、地域に根差した祭りや行事が生まれ、豊かな歴史や文化が今日も存在している。

さらに、この三重の地は伊勢と熊野を擁している。伊勢は、古代より、朝廷が斎宮を設けて祭祀を行い、江戸時代には民衆が全国からお伊勢参りを行った地である。熊野は、江戸時代には西国巡礼と結びついて、民衆が伊勢から伊勢路を経て向かった地である。全国の人々が憧れ、訪れる日本の精神文化の源流ともいべき拠点があることは、三重の文化の特色の一つである。

旅人が三重の地を次々と訪れる中で、三重の人々は、餅など様々な郷土の食を提供し、おかげ参りの人々を助け、西国巡礼者に善根宿（ぜんこんやど）を設けるなど、旅人を手厚くもてなした。こうして外部の人々や文化を懐深く受け入れる寛容さや温かいもてなしの心が育まれた。

同時に、三重の地から全国に向けて文化が発信された。伊勢型紙を使った染め物は全国で流行し、伊勢商人は江戸に店を構えて郷土の物産を商った。明治時代以降も伊賀焼や萬古焼が生産されるなど、文化が地域の発展につながってきた。

こうした世代を超えて引き継がれ、今日の地域社会の精神的な基盤となる文化は、私たち県民が拠って立つアイデンティティそのものである。

21世紀に入り、人口減少や少子高齢化、デジタル化の急速な進展など、刻々と大きく変化する状況の中で、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するため、私たちは、これまで培われた三重の文化の土壌を未来へと継承し、地域における文化の力を高めていくことが求められている。

私たちは、今改めて三重の多様で特色ある文化を見つめ直し、その魅力を発信するとともに、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みながら、先人の作りあげた文化の継承、発展、そして新たな文化の創造につなげていかなければならない。

ここに、私たちは、県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育み、日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指して、この条例を制定する。

(趣旨等)

前文では条例制定の背景や趣旨を明らかにしています。

第1段落及び第2段落では、条例制定にあたって、文化の持つ力とその力への期待を述べ、文化は心豊かで平和な社会を形成していく基礎となること、また、人と人とのつながりを育むだけでなく、社会全体にも波及する強い力を有することを述べています。

第3段落から第8段落では、三重の文化の特色とその意義について述べています。

第3段落では、三重の文化を育む背景として、日本列島の中における地理的位置と三重県の地勢、豊かで多様な自然環境について述べています。

第4段落では、三重県内の各地域で、その地の自然環境に即した生業が営まれ、そこから多様な文化が育まれてきたことを述べるとともに、これらを背景に各地域で様々な祭りや行事が育まれ、世代を超えて受け継がれてきたことを述べています。

第5段落では、三重の文化に大きな影響を及ぼしている重要な要素として、伊勢と熊野をとりあげ、日本全国の人々が古代以来憧れ、また訪問し、日本の精神文化にも大きな影響を及ぼしてきたことを述べています。

第6段落では、おかげ参りや善根宿を取り上げながら、伊勢と熊野を擁する三重の人々が、三重を訪れる旅人を支援し、もてなしてきたことを述べ、三重の文化の寛容さやもてなしの心が育まれてきたことを述べています。

第7段落では、伊勢型紙や伊勢商人、伊賀焼や萬古焼を取り上げながら、三重の人々が外部の人々と交流する中で、三重の文化を全国に発信し、それが地域の発展につながってきたことを述べています。

第8段落では、これまでに述べてきた三重の文化の特色は、世代を超えて現代にまで受け継がれ、地域社会の精神的な基盤となるものであり、県民それぞれの心の拠りどころとなるものであることを述べています。

第9段落及び第10段落では、社会の急激な変化の中、改めて三重の多様で特色ある文化を見つめ直し、その継承、発展、そして新たな文化の創造につなげることが必要であることを述べています。

第11段落では、前文の結びとして、この条例は、郷土への誇りと愛着を育み、日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指すことを宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(趣旨等)

本条例は、本県の文化行政を取り巻く状況を踏まえ、これからの三重の文化政策の方向性を示すことを基本的な考え方とします。

本県の文化行政の課題としては、「人口減少や少子高齢化、デジタル化など、社会が大きく変化していく中で、いかに文化を継承、発展させていくか」、「コロナ禍による影響を受けた県民の文化に対する意識を、いかに高揚させていくか」、「文化により生み出される様々な価値を、いかに地域社会の活性化に生かしていくか」などが挙げられます。

文化は、自らのアイデンティティの基盤としての役割をもち、人々の感性や想像力を高め、心の豊かさを育むものであるとともに、観光や地域づくりなど、さまざまな主体と連携することで新たな価値を生み出します。この価値を、文化の継承、発展及び創造に還元することにより、活力ある地域づくりにつながることを期待できます。

本条では、文化の振興等に関する基本理念を定め、県の責務等を明確にするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県の文化政策を総合的かつ計画的に推進し、一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するという目的を規定します。

(基本理念)

第2条 文化の振興等に当たっては、県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、その自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化の振興等に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の振興等に当たっては、県民が、三重の歴史的資産等（本県の各地域で継承されてきた芸能、行事、文化財その他の伝統文化をいう。）を通じて、三重の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことができるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興等に当たっては、三重の自然、歴史及び風土に培われてきた多様で特色ある文化が、県民の共通の財産であるという認識の下、その保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化の振興等に当たっては、三重の文化が広く国内外へ発信されるとともに、文化に関する交流が図られなければならない。
- 7 文化の振興等に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（第6条及び第18条において「子どもたち」という。）に対する文化に関する教育の重要性が考慮されるとともに、教育機関、文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、家庭並びに地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 9 文化の振興等に当たっては、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に生かすことが重要であることに鑑み、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(趣旨等)

本条では、本県の文化の振興等に関する基本的な考え方を示し、9つの基本理念を規定します。

第1項では、文化が人間の自由な発想による精神活動及びその現れであることを踏まえ、県民一人ひとりが文化活動の主体であるという認識の下、その自主性を尊重することを規定します。

第2項では、文化が活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化活動を行う者の創造性を尊重し、十分にその能力が発揮されるよう考慮

することを規定します。

第3項では、文化を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利であることから、県民の誰もが、文化にふれ親しみ、創造することができるような環境の整備を図ることを規定します。

第4項では、文化は個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割をもつことから、三重の豊かな歴史的資産等を通じて、三重の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことができるよう配慮することを規定します。

第5項では、三重の多様で特色ある文化は、地域に根差したものであり、県民の歴史、文化の理解や心の拠りどころであるという認識から、貴重な県民共通の財産として、その保護及び発展を図ることを規定します。

第6項では、三重の文化を発信するとともに、文化に関して交流することは、文化活動の活発化や新たな文化活動の創造につながるだけでなく、人々の相互理解や地域の活性化にもつながることから、三重の文化を国内外へ積極的に発信し、文化に関する交流を促進することを規定します。

第7項では、文化に関する教育は、子どもたちの豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育むとともに、将来の文化の担い手を育てることにつながることから、子どもたちへの文化に関する教育の重要性を考慮するとともに、教育機関をはじめ、文化団体等、家庭、地域における活動の相互の連携に配慮することを規定します。

第8項では、文化の振興等に関する施策の立案、実施等にあたっては、県民の理解と参加が必要不可欠であることから、県民の意見が反映されるよう十分配慮することを規定します。

第9項では、文化は、様々な関連分野とつながりながら、新しい社会的、経済的価値等を生み出しますが、その新しい価値を、文化の継承や発展、創造に還元していくという好循環を創り上げることが重要であることから、文化固有の意義と価値を尊重しつつ、文化の振興等に関する施策と観光やまちづくり等の関連分野における施策が、有機的に連携できるよう配慮することを規定します。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(趣旨等)

本条では、県民の生きがいと心の豊かさを実現するため、県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することを規定します。

(県民の役割)

第4条 県民は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化団体等の役割)

第5条 文化団体等は、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第6条 教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の感性及び創造性を育むことができるよう、文化にふれ親しむ機会の創出に努めるものとする。

2 高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(趣旨等)

文化の振興等に関しては、基本理念で規定しているように、その自主性を尊重することを基本としつつ、関係主体が、文化が果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、自立し、行動していくことが重要です。

第4条では、県民については、本県の文化の最も基本的な担い手であることから、文化についての関心と理解を深めるとともに、自主的・主体的な活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

第5条では、文化団体等については、その活動が本県の文化振興に大きく関係するものであることから、文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

第6条第1項では、教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等のいわゆる学校のほか、社会教育施設を含む）については、次代を担う子どもたちをはじめとする県民が豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育むにあたり、その果たす役割は重要であることから、文化にふれ親しむ機会の創出に努めることを規定します。

また、同条第2項では、大学等の高等教育機関や博物館、図書館等について、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

第7条では、事業者については、地域経済及び地域社会の重要な担い手であることから、文化についての関心と理解を深めるとともに、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

(市町等との連携)

第8条 県は、市町が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町との連携を図るものとする。

2 県は、文化の振興等に当たっては、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携に努めるものとする。

(趣旨等)

文化の振興等に関する施策は、関係主体が連携を強化し、協働することで、より効果的かつ効率的に機能すると考えられます。

本条では、市町については、地域で包括的な役割を担う基礎自治体であり、地域における文化の振興等において、その果たす役割は重要であることから、文化の振興等に関する施策の実施にあたっては、県は、市町との連携を図ることを規定します。

また、第2項では、県は、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携に努めることを規定します。

(基本計画)

第9条 知事は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県文化審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(趣旨等)

本条例は、文化の振興等に関する基本的な考え方を定めたものであるため、より具体的な施策を総合的かつ計画的に推進していくにあたっては、取組の方向性、主要な施策等を中長期的な視点でとりまとめた基本計画の策定が必要であることから、本条第1項では、県は、文化の振興等に関する基本的な計画を策定することを規定します。

また、第2項以下では、基本計画の策定、変更にあたっては、三重県文化審議会への意見聴取を行うとともに、パブリックコメント等、県民の意見を反映するための措置を講ずるほか、基本計画を遅滞なく公表することを規定します。

(財政上の措置)

第10条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨等)

文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、一定の財政措置が必要であることから、本条では、県は、財政上の措置を講ずるよう努めることを規定します。

(推進体制の整備)

第11条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(趣旨等)

文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、庁内体制の整備、市町との連携等、体制の整備が必要であることから、本条では、県は、推進体制を整備することを規定します。

第2章 文化の振興等に関する基本的施策

第1節 文化の振興

(芸術の振興)

第12条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本条では、「芸術」について例示し、その振興を図るため、公演、展示等への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

(芸能の振興)

第13条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第24条に規定する伝統芸能及び民俗芸能を除く。）の振興を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本条では、「芸能」について例示し、その振興を図るため、公演等への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

第14条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本条では、「生活文化」及び「国民娯楽」について例示し、その振興及び普及を図るため、その活動への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

(県民の文化に対する関心及び理解の醸成)

第15条 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本県の文化の振興等に取り組むためには、まず、県民の文化に対する関心及び理解を深め、文化への親しみをもってもらうことが重要です。

本条では、県は、県民の文化への関心と理解を深めるため、普及啓発など、必要な施策を講ずることを規定します。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第16条 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

全ての県民に生きがいや心の豊かさを実感してもらうためには、県民の誰もが、居住する地域や経済的な状況等にかかわらず、一人ひとりの興味や関心に応じて、生涯を通じて文化や芸術を鑑賞したり、文化活動に参加できるような環境づくりに取り組むことが重要です。

本条では、県は、広く県民が、自主的に文化を鑑賞し、参加し、創造できる機会を充実させるため、文化に関する情報の収集及び提供など、必要な施策を講ずることを規定します。

(高齢者、障がい者等の文化活動の充実)

第 17 条 県は、高齢者、障がい者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者による文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

年齢や障がいの有無等にかかわらず、県民の誰もが、文化にふれ親しみ、創造できるよう、高齢者、障がい者等による文化活動が活発に行われるような環境づくりに取り組むことは重要です。

また、文化活動を通じて、高齢者の豊かな経験や知識等が活かされるとともに、障がい者の個性や能力が発揮され、社会参加が促進されることは、共生社会の実現にもつながります。

本条では、県は、高齢者や障がい者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備など、必要な施策を講ずることを規定します。

(子どもたちの文化活動の充実)

第 18 条 県は、子どもたちの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、子どもたちが文化にふれ親しむ機会の創出、子どもたちによる文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

次代を担う子どもたちが、多彩な芸術、地域の多様で特色ある文化にふれ親しむことは、その感性や創造性を育み、豊かな人間性を身に着けることにつながるとともに、地域に対する誇りや愛着を醸成し、次代の文化の担い手として、地域の文化の発展に貢献しようとする思いを育むことにもつながります。

本条では、県は、子どもたちの豊かな感性や創造性、郷土への誇りと愛着を育むため、子どもたちが文化にふれ親しむ機会の創出、子どもたちによる文化活動への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

(文化活動への支援)

第 19 条 県は、文化団体等が行う文化活動が自主的に行われ、継続し、及び発展するよう、その活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、個人又は事業者による文化活動に対する支援活動の促進が図られるよう、普及啓発、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

文化活動が活発に行われるために、文化活動を行う個人や団体が、自主的かつ意欲的に活動し、その創造性が十分に発揮できるような環境づくりに取り組むことは重要です。

本条第 1 項では、県は、文化活動を行う個人や団体の自主的な活動を支援し、その活動が継続的に行われ、発展していくよう、その活動への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

また、第 2 項では、文化を支え育てるため、文化を通じた社会貢献への意識を高め、個人や事業者による文化活動に対する支援活動（寄附、メセナ活動等）が促進されるよう、県は、普及啓発、情報の提供など、必要な施策を講ずることを規定します。

(文化施設の充実)

第 20 条 県は、自らが設置する文化施設に関して、施設の充実に努めるとともに、文化活動の拠点として、文化の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実を図るため、施設の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

県民が、文化や芸術を鑑賞する、文化活動を行う、また、交流するための拠点として、県立文化施設（三重県総合文化センター、三重県総合博物館、三重県立美術館、三重県立図書館、斎宮歴史博物館）の果たす役割は重要です。

本条では、県は、県立文化施設の設備等を充実させるとともに、文化活動の拠点としての機能を充実させるため、施設の整備、情報の提供など、必要な施策を講ずることを規定します。

第3節 文化を育み、継承する人材の育成

(文化の担い手の育成及び確保)

第21条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承に関する活動を行う者、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第23条において「文化財等」という。）の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動に関する企画及び制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保を図るため、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

少子高齢化や過疎化に伴い、文化活動を行う者が減少、高齢化し、地域の文化を継承する人材が不足するなど、文化の振興等の基盤となる人材の育成と確保が大きな課題となっています。

本条では、県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承に関する活動を行う者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動に関する企画及び制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成・確保を図るため、研修の機会の確保など、必要な施策を講ずることを規定します。

(顕彰)

第22条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者を顕彰するものとする。

(趣旨等)

顕彰制度は、優れた創造活動を行った者や文化の振興に寄与した者に敬意を表することで、文化活動の活性化に大きな役割を果たすとともに、後進の意欲を喚起するなど、人材の育成につながります。

本条では、県は、文化活動で顕著な成果を収めた者や文化の振興に寄与した者を顕彰することを規定します。

第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

(文化財等の保存、活用及び継承)

第23条 県は、文化財等の保存、活用及び継承を図るため、文化財等の所有者等が実施する修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、ユネスコ無形文化遺産に登録された祭礼行事、民俗芸能など、特色ある歴史的風土に育まれた数多くの有形・無形の文化財等があります。

これらの文化財等は、県民の貴重な財産として、今後も守り伝えられるため、将来に向けて適切に保存し、個々の性質に応じて適切で有効な活用を進め、確実に次世代へ継承するとともに、県民が心豊かな生活を送るための糧として親しまれることが重要です。

本条では、県は、文化財等の保存、活用及び継承を図るため、文化財等の所有者等(所有者及び権原に基づく占有者)による修復、防災対策、公開等への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第24条 県は、伝統芸能(雅楽、能楽その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。)、民俗芸能(神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)及び祭り、年中行事その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本条では、「伝統芸能」、「民俗芸能」について例示し、それらのほか、祭りや年中行事等地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、その活動への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

(伝統工芸の継承及び発展)

第25条 県は、伝統工芸(先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。)の継承及び発展を図るため、その作品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本条では、「伝統工芸」について例示し、その継承及び発展を図るため、その作品の展示等への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

(文化を生かした地域の活性化)

第26条 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

地域の文化は、地域住民が長い間守り、継承してきた貴重な財産であるとともに、魅力的な文化資源であることから、保存と活用の両輪で取り組みながら、地域の活力の向上に生かしていくことが重要です。

また、文化や芸術がもつ多様な価値を生かし、文化とまちづくり施策との連携を推進することは、活力や魅力のある地域づくりにつながることを期待されます。

本条では、県は、文化を通じて地域の活性化を図るため、地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進など、必要な施策を講ずることを規定します。

(文化と観光等との連携)

第27条 県は、観光その他の産業の発展とともに地域における文化の振興等を図るため、文化と観光その他の産業との相互の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

地域の魅力的な文化資源を生かし、文化と観光その他の産業の関連分野が相互に連携することは、地域産業の振興につながり、地域に経済的な活力を生み出すとともに、ひいては、その活力が地域の文化の発展に還元されることが期待されます。

本条では、県は、観光その他の産業の発展とともに地域における文化の振興等を図るため、文化と観光その他の産業との相互の連携の促進など、必要な施策を講ずることを規定します。

(歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成)

第 28 条 県は、県民が三重の文化を通じて郷土に対する誇りと愛着を育むことができるよう、郷土の歴史及び伝統文化を学ぶ機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

郷土の歴史や伝統文化を学ぶことを通じて、郷土に対する誇りと愛着を醸成することは、三重県民としてのアイデンティティを育むとともに、地域の文化だけでなく、地域そのものの発展に貢献しようとする思いを育むことにもつながります。

本条では、県は、県民が郷土に対する誇りと愛着を育むことができるよう、郷土の歴史や文化を学ぶ機会の創出など、必要な施策を講ずることを規定します。

(三重の文化の魅力の発信と交流の推進)

第 29 条 県は、三重の文化の魅力に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化活動を通じた相互理解を図るため、文化による地域間の交流等の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨)

三重の文化の魅力を積極的に発信し、文化を通じた地域間の交流等を推進することは、文化活動の活発化や新たな文化活動の創造につながるだけでなく、三重のイメージアップや、交流人口や関係人口の拡大など、地域の活力の向上につながることを期待されます。

本条では、県は、三重の文化の魅力に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化活動を通じた相互理解を図るため、文化による地域間の交流等の推進など、必要な施策を講ずることを規定します。

第3章 三重県文化審議会

(設置)

第30条 文化の振興等に資するため、三重県文化審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第31条 審議会は、第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興等に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第33条 審議会に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

(会長等)

第34条 審議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

(趣旨等)

第30条以下では、基本計画の策定及び変更、文化の振興等に関する重要事項を調査、審議するため、三重県文化審議会について規定します。

なお、本条例の制定に伴い、現行の三重県文化審議会条例（三重県条例第33号）は廃止し、審議会の設置根拠を本条例に移すこととします。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三重県文化審議会条例の廃止)

2 三重県文化審議会条例（昭和46年三重県条例第33号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において三重県文化審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第32条第2項の規定により三重県文化審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、前項の規定の適用がないものとした場合における同日における従前の三重県文化審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。